

予算が  
なくなり次第  
終了します

先着  
**30** 件程度

# 私たちは 結婚新生活を応援します

令和3年度 草津市結婚新生活支援補助金

## 申請期間

2021.5.17日  
～  
2022.3.10日

## 補助金額

住居費と引越費用を合算した金額  
ただし、世帯あたり上限

29歳以下：**60万円** 30～39歳：**30万円**

※千円未満の端数があるときは、切り捨て  
※年齢区分は、夫婦のいずれかの高い方による

## 対象となる 経費

令和3年1月1日以降で、婚姻を機に要した経費のうち、以下に該当するもの

### 住居費

新居の購入または賃借に要した費用のうち、**購入費、賃料、敷金、礼金、共益費および仲介手数料**

### 引越費用

草津市内への引越しに要した費用のうち、引越し業者または運送業者へ支払った費用

※賃料については、勤務先から住宅手当が支給されている場合等は、住宅手当分に相当する費用を除く

## 対象となる 世帯

次の①～⑥全てに該当する世帯

- ① 申請時点で、夫婦の双方または一方の住民票の住所が草津市内であり、かつ申請する住宅の住所と一致している
- ② 令和3年1月1日から令和4年3月10日までの間に婚姻届を提出し、受理されている
- ③ 婚姻日時点で、**夫婦ともに39歳以下**
- ④ 所得証明書をもとに、令和2年分の夫婦の合計所得金額（令和3年5月31日までに婚姻届が受理された場合は令和元年分の合計所得金額）を合算した金額が**400万円未満**
- ⑤ この補助金の交付を受けたことがない
- ⑥ 夫婦いずれの者も、草津市税および国民健康保険税の滞納がない

※補助を受けるにあたり、所定のセミナー等にご参加していただく必要があります。

## 申請の流れ

【申請者】

申請書類の提出



【草津市】

申請書類の審査・交付決定



【申請者】

交付請求書の提出



【草津市】

申請者名義の口座へ振込

※申請書類の提出はさわやか保健センター2階子ども・若者政策課へ直接持参（郵送申請、窓口時間外の受付はできません。）

※申請に必要な書類は、窓口で配布するほか、草津市のホームページからもダウンロードできます

問い合わせ先

草津市役所 子ども未来部 子ども・若者政策課（さわやか保健センター2階）  
☎ 077-562-7882 ☎ 077-561-6780 ✉ kowaka@city.kusatsu.lg.jp